

[事案 2022-243] 死亡保険金支払請求

・令和5年11月10日 和解成立

<事案の概要>

契約が有効であることの確認と死亡保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和3年7月に契約した定期保険（契約者・死亡保険金受取人は自分、被保険者は親）について、被保険者同意がないことを理由に契約が無効となったが、以下の理由等により、契約は有効であるため、被保険者の死亡に対する死亡保険金を支払ってほしい。

- (1)本契約は、募集人の虚偽、代筆、重要事項の説明のない不正契約である。
- (2)契約時に親は同席していないが、令和3年5月に自分から親に連絡をし、医療保険・死亡保険に加入することを伝えて同意を得ている。
- (3)募集人から、被保険者となる親を連れてきてほしいと言われたことはない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本契約は、被保険者不在で締結されたものであり、被保険者の同意がないため無効である。したがって、既払込保険料を申立人に返還する。
- (2)被保険者の同意とは、保険金額、期間など同意の可否を判断するに足りる程度の事項を把握したうえでなされる必要があり、保険に加入することを被保険者に伝えただけでは被保険者の同意があったことにはならない。
- (3)募集人によれば、申立人に被保険者の同席が必要であることをあらかじめ伝えていたが、同席はなく、申立人から「何とかしてほしい」と依頼があったため、その依頼に応じて募集人は申込手続を行った。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。